

第3章 施策の展開



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた整備

施策の方向Ⅰ 男女共同参画を進める意識の醸成

【現状と課題】

男女が互いに助け合い、それぞれの能力を最大限に発揮できる社会は、人口減少や働き手の不足といった問題を解決する助けになるだけでなく、人々の幸せや社会全体の持続的な発展にもつながります。

これまで男女共同参画を推進するさまざまな取組や法制度の整備が進められてきましたが、令和6年(2024年)度実施した市民意識調査では、社会全体で「男女が平等」と感じている人は20.1%にとどまり、「男性の方が優遇されている」と感じている人が64.2%にもなりました。

この背景には、「女性は家事や育児をするもの」「管理職は男性向き」といった、長年にわたって人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、またそれらによって形成されている価値観や慣習があり、こうした考え方は、女性の活躍を妨げるだけでなく、男性が自由に生き方を選ぶことも難しくしてしまいます。

このような偏見や無意識の思い込みによる悪影響が生じないような、性別に関係なく能力や希望に応じて活躍できる環境をつくるためには、制度や仕組みを整えるだけでなく、私たち一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めることが大切です。

施策目標1) 男女共同参画の理解浸透

市民一人ひとりが性別にとらわれない公平で多様性を尊重する男女共同参画社会を実現することの重要性やジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)について正しい知識を得られるよう、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画の理解を深めるためのセミナーを開催します。また、誰もが気軽に学べるよう、市立図書館における関連書籍の充実を図ります。	地域づくり課 図書館
(2) 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進	男女共同参画に関する各種情報や先進事例等について、広報紙、ホームページ等を通して広く発信します。	地域づくり課

施策目標2) 人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画社会は、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会でもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権意識の定着を図るため、学習機会の充実を図るとともに、各種情報について広く周知します。

施策	内容	担当課
(1) 人権に関する学習機会の提供	女性、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等のさまざまな人たちの人権に関する出前講座やセミナー等を実施します。	地域づくり課 生涯学習課
(2) 人権に関する広報や啓発活動の推進	人権に関する各種情報や相談窓口等について、広報紙、ホームページ等への掲載、チラシの配布等を通して広く周知します。	地域づくり課

施策目標 3) 性別にとらわれない意識づくり

男女共同参画推進の基盤として、固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見の解消を図ります。また、市の政策や制度にそれらの偏見に影響させない仕組みを検討し、市職員が全ての事業に男女共同参画の視点を反映できるよう研修を充実させます。

施策	内容	担当課
(1) 固定的性別役割分担意識の解消	セミナーや講座の実施、ホームページ等での広報を通じ、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見等の解消を図ります。また、無意識の偏見が影響しないためのチェック機能の構築に向け、検討を行います。	地域づくり課
(2) 市職員に対する研修等の充実	全ての職員が男女共同参画の視点を踏まえて各事業を実施できるよう、職員向け研修の充実を図ります。	人材育成課 地域づくり課

市民の皆さんの取組

- ◆ 家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう
- ◆ セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう
- ◆ 無意識のうちに女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ等の人に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう

施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

性別の違いを理解しつつ、お互いを一人の人間として尊重し、自立した考え方を育てることは、誰もが自分の個性や能力を生かせる社会をつくるための大切な基盤です。このような考え方は、家庭や学校、地域での生活や教育によって大きく影響を受けるため、周りの大人たちの役割が非常に重要です。令和6年(2024年)の市民意識調査によると、学校教育の場で「男女が平等」と感じている人は52.2%でしたが、家庭生活では40.7%、さらに社会通念や慣習、しきたりでは19.1%にとどまり、多くの場面で依然として不平等感が残っていることが明らかになりました。

この状況を改善するためには、家庭や地域、職場、学校などあらゆる場で、大人たちが無意識の思い込みに気づき、性別による役割の押し付けをなくすことが必要で、子どもたちが性別に縛られることなく自由に活躍できる環境を整えることが求められます。

施策目標 1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、男女平等や人権尊重の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。教職員に対しては適切な指導をすることができるよう研修を実施し、スキルアップを図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女平等・相互理解教育の推進	日頃の教育活動や人権教育講座の実施を通して、男女平等や男女が互いを尊重し合うことの大切さを理解するための教育を計画的に実施します。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
(2) 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進	性別にかかわらず個々の興味や能力、適性を生かしたキャリア教育及び進路指導の充実を図ります。	学校教育課
(3) 教職員に対する研修の実施	保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校の人権教育担当者を対象に研修会を実施し、教職員等の意識や指導スキルを高めます。	子育て支援課 学校教育課

施策目標 2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援するため、親自身の意識改革や子どもに関する知識や情報を得るための機会を提供します。また、親子でともに男女平等や男女共同参画について考え、実際に行動していくためのきっかけとなる学習機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 家庭教育学級の充実	子育てや子どもを取り巻く社会環境に関すること等、さまざまなテーマについて家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
(2) 「学校・保護者連絡アプリ」の活用による教育に関する情報提供の推進	「学校・保護者連絡アプリ」を活用し、幼稚園及び小学校、中学校、義務教育学校の各種行事や教育活動の様子を保護者に向けて、適時に情報発信する取組を推進します。	教育環境課
(3) 子ども対象や親子参加型講座の充実	さまざまなテーマで子どもや親子を対象とした講座を実施します。	生涯学習課
(4) 家庭における男女共同参画の学習機会の提供	作品募集やリーフレット等により、夏休み期間等に親子で男女共同参画について考える機会を提供します。	地域づくり課

施策目標 3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の促進

市民が生涯にわたってあらゆる分野について学んだり、参画したりできるよう、多様な学習機会を提供します。また、子どもたちが地域の高齢者等と交流する機会の充実を図り、生涯にわたって地域のさまざまな活動に参画していくための土台を築きます。

施策	内容	担当課
(1) 生涯学習の充実と地域活動への参画促進	生涯にわたり誰もが主体的に学べるよう、多様な学習機会等を提供し、地域活動等へ参画するきっかけづくりを進めます。	生涯学習課
(2) 子どもと高齢者との交流の促進	高齢者の保育園・こども園・幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校の各種行事への参加や、スクールボランティアの活動を通して、子どもと高齢者との交流を促進します。	子育て支援課 教育環境課

市民の皆さんの取組

- ◆ 無意識のうちに「男らしさ、女らしさ」といった枠に子どもたちを当てはめていないか確認してみましょう
- ◆ 男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう
- ◆ 自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加してみましょう

【基本目標Ⅰ】成果目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
1 「男女共同参画社会基本法」の認知度 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	55.9%	80.0% 以上	地域づくり課
2 社会全体で男女が「平等である」と感じると回答した人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	20.1%	30.0% 以上	地域づくり課
3 「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に賛同しない人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	80.6%	90.0% 以上	地域づくり課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

市の審議会委員、行政や企業の管理職、自治会・町会の役員など、政策や方針を決める場に女性をはじめとするさまざまな人が参加できる環境を整えることは、多様性を大切に、全ての人が充実した人生を送れる社会を実現する上で欠かせません。

また、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進む中で、さまざまな視点を取り入れることは、新しい発想や革新を生み出し、社会や経済の持続的な発展につながります。

これまで本市では、審議会の委員や組織の代表、役員、管理職等への女性登用を積極的に推進してきました。令和7年(2025年)4月時点における市の審議会等附属機関の女性委員の割合は25.8%(令和2年(2020年)4月時点で22.9%)であり、目標値の30%には届きませんでした。市の係長以上の管理職に占める女性の割合は30.9%(令和2年(2020年)4月時点で24.5%)となり、目標が達成できました。

国の第6次男女共同参画基本計画では、指導的な立場にいる女性の割合を2020年代の早い段階で30%にすることを目指し、その後もこの目標を通過点として、2030年代には性別に関係なく誰もが活躍できる社会を目指すとしています。

本市でもこの方針に基づき、各組織を担う人たちが女性参画の重要性やメリットを理解し、女性が活躍できる環境を整えること、また、女性自身も自分の個性や能力を活かして社会に貢献しようとする意識を高めることなど、より一層の取組が求められます。

施策目標 1) 行政分野における女性の参画拡大

男女双方の視点や意思を市政や教育に十分に反映していくため、各分野で活躍する女性人材を積極的に発掘するとともに、市の審議会等附属機関の委員等への登用を推進します。また、市及び学校における女性管理職の登用推進に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) 市の審議会等附属機関における女性登用推進	法令・条例・要綱等により設置された市の審議会等附属機関における女性登用率を把握し、担当課へ女性登用の働きかけを行います。	地域づくり課
(2) 女性人材リストの充実と登録者の行政参画促進	女性人材リスト登録者を広報紙やホームページ等で幅広く募るとともに、登録者の市の審議会等附属機関等の委員やセミナー講師等への登用を促進します。	地域づくり課
(3) 市における女性管理職の登用推進	女性職員の活躍を推進するための環境整備を図り、市における女性管理職の登用を促進します。	人材育成課
(4) 学校における女性管理職の登用推進	適材適所を前提とし、幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校、市立商業高校の女性管理職の登用を推進します。	学校教育課

施策目標 2) 事業所や地域活動等における女性の参画拡大

各分野において、女性の視点や意思が組織の中で十分に生かされ、一人ひとりがやりがいを持って仕事や活動に取り組んでいけるよう、責任ある立場への女性登用や女性活躍のための環境整備を促進します。

施策	内容	担当課
(1) 事業所における女性活躍の促進	「男女雇用機会均等法」をはじめとする法律・制度に関する情報提供を行い、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保等を図ります。	地域づくり課 商工振興課
(2) 農業分野における方針決定過程への女性参画の促進	近代的な家族農業経営の実現を目指す「家族経営協定」の啓発と普及に努めるとともに、女性団体の交流会や視察・研修への参加を推進します。また、より多くの女性の意見や視点を取り入れるため、農業委員の女性比率拡大を目指します。	農業振興課 農業委員会事務局
(3) 自治会等における方針決定過程への女性参画の促進	区長連絡協議会を通じ、自治会等における女性役員の登用について働きかけを行い、地域における方針決定の場への女性の参画を促進します。	地域づくり課
(4) 観光・地域文化振興等への女性参画の促進	桐生観光大学や、八木節教室等への女性の参画を促し、観光や地域文化振興の担い手となる女性の育成を目指します。	観光交流課

市民の皆さんの取組

- ◆ 自治会・町会などの活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょ

事業所の皆さんの取組

- ◆ 管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょ

各種団体の皆さんの取組

- ◆ 団体活動において、男女双方の意見が反映されているか見直してみましょ

施策の方向 2 「仕事と生活の調和」とウェルビーイング(多様な幸せ)向上の実現

【現状と課題】

仕事は生活を支える経済的な基盤であると同時に、生きがいや自己実現につながる重要な要素ですが、同時に、家庭生活や趣味、学習、地域活動も豊かな人生を送るうえで欠かせないものです。

そのため、全ての人が働きやすく暮らしやすい環境を整えることは、ウェルビーイング(多様な幸せ)の向上につながります。

近年、若い男性の間では家事や育児に積極的に関わりたいと考える人が増加し、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあります。短期間で取得が多く、また、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合も高いため、家事や育児の負担が依然として女性に偏っているのが現状です。

令和6年(2024年)の市民意識調査でも、食事の準備を8割以上、掃除、洗濯、家計管理を6割以上の家庭で、主に妻が担っていると回答しています。

このような状況が続けば、女性が休息や、自分の健康を気遣う時間を確保するのが難しくなり、その結果、心身の健康を損なう可能性や、仕事の継続が困難になる場合もあります。また、女性の採用や育成、登用を妨げる要因にもなり得ます。男女共同参画や女性の活躍は、経済や社会が持続的に発展するため

に欠かせない要素であるにもかかわらず、女性の持つ潜在的な能力を十分に生かせていない現状は、社会全体にとって大きな損失と言えます。

これらの問題を解消し、それぞれの人の多様な幸せを実現していくためには、希望する全ての人が仕事と子育て、介護、社会活動などの生活を無理なく両立しながら働き続け、自分の能力を十分に発揮できる環境を整えることが重要です。そして、将来を見据えて長く働き続けられるよう、育児や介護などのライフイベントに柔軟に対応し、男女問わずライフステージに応じて希望する働き方を選べる仕組みをつくることからますます重要になっています。

施策目標 1) 多様かつ柔軟な働き方の促進と就労支援

事業所における働き方の見直し、男女の多様かつ柔軟な働き方の選択・実現に向けた取組を促進します。また、働きたい人がそのライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアアップや再就職、起業等に向けて、積極的に挑戦できるよう支援します。

施策	内容	担当課
(1) 働き方の見直しの促進	事業所に対し、男女に関係なく長時間労働の削減や休暇の取りやすい職場環境の整備等、働き方の見直しに関する各種情報や先進事例等を広く提供します。	商工振興課
(2) 就労やキャリアアップのための支援	ハローワークと連携し、就労を希望する人へ情報提供を行います。また、仕事に必要な知識や技術を習得するための講座の開催や事業所が実施する研修等を支援します。	商工振興課
(3) チャレンジする女性起業家への支援	創業意欲のある女性に対して、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。	商工振興課

施策目標 2) 男女共同の家事・育児・介護の促進のための環境整備

育児・介護休業等の取得、ハラスメントの防止等について広く情報提供を行うとともに、男性や若年層に対して家事や育児への積極的な参加を促進するための講座等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 育児・介護休業等の取得促進とハラスメントの防止	男女ともに育児・介護休業等の取得を促進するとともに、取得に起因する各種ハラスメントの防止に努めます。また、労働相談窓口の活用を促進します。	商工振興課
(2) 男性の家事・育児参画促進	パートナーや子どもとともに参加できる講座等の充実を図ります。また、子育てガイドブックや母子手帳アプリの活用促進を図ります。	子育て相談課
(3) 中高生を対象とした育児体験の推進	中高生を対象に、若年層の段階から男女共同の育児への理解を促すための子育て体験実習等の出前講座を実施します。	子育て相談課

施策目標 3) 仕事と生活の両立支援

育児や介護をしながらも、男女がともにやりがいや責任を持って仕事をしたり、積極的に地域活動等に参画したりすることができるよう、各種支援サービスの充実に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) こども家庭センター機能の充実	妊娠・出産・子育てに関する各種支援制度やサービスの情報提供及び相談支援を母子保健と児童福祉で一体的に行う「こども家庭センター」機能の充実に図ります。	子育て相談課
(2) 一時預かり保育や子育てサロン等の充実	一時預かり・延長保育・休日保育・病児保育や、子育てサロン、ファミリーサポートセンター事業等を実施し、働く男女の子育てを応援します。	子育て支援課 子育て相談課 教育環境課
(3) 放課後児童の健全育成と子どもの居場所づくり	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブにおいて放課後や長期休暇中などに適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
(4) 介護に関わる相談体制の充実	働く男女が家族の介護を行いながらも、希望する形で仕事を継続できるよう、各種制度やサービスに係る情報提供や相談体制の充実に図ります。	長寿介護課

市民の皆さんの取組

- ◆ 女性だけに家事や育児、介護等の負担が偏っていないか確認してみましょう
偏りを確認したら、できることから家族で分担を始めてみましょう
- ◆ 長時間労働の緩和や働きやすい職場づくりのために自ら改善できることはないか考えてみましょう
- ◆ パートナーや子どもと積極的に講座や地域の活動等に参加して、情報交換をしたり、悩みを相談できる仲間を作ってみましょう
- ◆ 仕事や育児、介護等で問題に直面したら、抱え込まずに相談窓口等を利用しましょう

事業所の皆さんの取組

- ◆ ワーク・ライフ・バランスやウェルビーイングについて事業所内で意見交換をしてみましょう
- ◆ 多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて、男女双方の視点から検討してみましょう
- ◆ 女性だけでなく、男性も育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、従業員の理解促進やハラスメントの防止に努めましょう

【基本目標Ⅱ】成果目標

	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
1	男女が活躍できるまちだと感じる人の割合 (「市民の声」アンケート)	17.8% (令和7年度)	30.0% 以上	地域づくり課
2	市の審議会等附属機関における女性委員の割合	25.8% (令和7年度)	30.0% 以上	地域づくり課
3	人材養成講座を受講した女性の人数(年間)	26人/年	50人/年 以上	商工振興課
4	ママ＆パパ教室参加世帯における父親の受講率	81.3%	90.0% 以上	子育て相談課

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

施策の方向 1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

誰もが性別に関係なく、自分の個性や能力を十分に発揮できるためには、全ての人の人権が尊重され、安全で安心して暮らせる環境が欠かせません。しかし現状では、性犯罪や性暴力、配偶者間の暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントといった暴力が、個人の尊厳を傷つけ、安全で安心な生活を妨げる大きな課題となっています。

さらに、デジタル化の進展や SNS などのコミュニケーションツールの普及により、暴力の形はますます多様化しています。

暴力は被害者の心身に深い傷を残し、その後の人生にも大きな影響を与えます。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女の状況の違いや根深い偏見があり、これをなくすためには、男女間の経済的・社会的な格差を是正し、人権を尊重する意識を徹底することが求められます。

また、暴力は性別を問わず決して許されるものではありません。子どもや若者、高齢者や障がい者、男性、性的マイノリティなど、さまざまな人々が被害を受けている現状を踏まえ、身体的な暴力だけでなく、さまざまな嫌がらせ等を含む、あらゆる暴力を容認しない姿勢を社会全体で示していくことが重要です。

しかしながら、令和6年(2024年)の市民意識調査では、DV被害にあった人で、「相談するほどでもなかった」、「自分にも悪いところがあった」、などの理由からどこにも相談しなかった人の割合が59.2%に上りました。暴力の被害者に対しては、その尊厳を回復するために、相談から保護、自立支援、さらに自立後の継続的な支援まで、専門的な支援を十分に行うことが必要です。そのため、行政や関連機関、民間団体が連携を強化し、相談窓口の周知を徹底し、専門的な知識やスキルを持つ人材の育成と確保、包括的な支援体制を整えることが求められます。

施策目標 1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DVをはじめとするジェンダーに基づく暴力について多くの人が認識し、あらゆる暴力を容認しない意識を広く浸透させていくための啓発や、暴力の当事者とならないための教育に積極的に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶に向けた啓発	全ての人々がジェンダーに基づく暴力について認識し、暴力は重大な人権侵害であるという意識の啓発を進めます。また、被害を未然に防止したり、被害にあった際に適切な対処ができるよう、広く情報を発信します。	地域づくり課
(2) 若年層に対する性暴力等の被害の予防と拡大防止	若年層が性暴力やデートDV等の被害について認識し、早期に相談できるよう、広く啓発に取り組みます。また、適切な支援に向け、教職員の各種研修会への参加を促進します。	地域づくり課 青少年課 学校教育課

施策目標 2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力について悩みや不安を持つ市民が、一人で抱え込まず相談できるよう、相談窓口の周知を徹底します。また、暴力の形態や被害者の置かれている状況に応じて、被害者のニーズに沿った支援を迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

施策	内容	担当課
(1) DV相談体制の充実と相談窓口の周知の徹底	適切な対応に向けた相談体制の充実を図ります。また、市の窓口のほか、国や県等が設置している相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、関係各課窓口へのチラシの設置等を通して周知の徹底を図ります。	地域づくり課 市民課 障がい福祉課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育環境課

(2) DVの防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化	被害者のプライバシーに配慮しながら、市の関係各課の連携を密にするとともに、県や警察、民間団体等の関係機関との連携を強化します。また、被害者の状況に応じ、相談から生活再建までの支援に取り組む配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	地域づくり課 市民課 障がい福祉課 地域福祉課 子育て支援課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育環境課
----------------------------------	--	--

施策目標3) 子どもや高齢者、障がい者に対する暴力の根絶に向けた対策の推進

各課の窓口への相談や各種健診等で得た情報を、迅速かつ確に関係機関と共有し、被害の拡大の防止や早期解消に努めます。また、子どもがインターネットへの書き込み等を通じて、いじめや暴力事件等に巻き込まれることのないよう、情報モラルに関する指導・啓発やネット見守り活動等を実施します。

施策	内容	担当課
(1) 児童相談所、警察等との連携強化	児童相談所や警察等と密に連携を図り、虐待の状況や背景事情に十分注意したきめ細やかな支援を行います。	子育て相談課 教育環境課
(2) 子どもや保護者等に対する情報モラルの啓発とネット見守り活動の推進	学校教育における情報モラルの指導を推進するとともに、子どもや保護者、教職員、地域住民を対象に情報モラル講習会を実施します。また、ネット上の悪質な書き込み等に対する見回りを強化します。	青少年課 教育環境課
(3) 高齢者や障がい者に対する虐待防止に向けた啓発の推進	高齢者や障がい者に対する虐待を防止するため、福祉施設の従業員や民生委員を対象とした研修会の実施や、リーフレット配布等により啓発を図ります。また、適切な対応が図れるよう、職員の研修会等への参加を推進します。	長寿介護課 障がい福祉課

市民の皆さんの取組

- ◆ DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう
- ◆ 身近な人がDV等の被害にあったときは、警察や関係機関等への相談を促しましょう
- ◆ 「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに児童相談所等へ相談しましょう

施策の方向2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

【現状と課題】

災害が発生した際には、避難所の設営や運営、地域防災活動において、性別によるニーズの違いに配慮することが非常に重要です。避難所ではプライバシーの確保、授乳や着替え、生理用品の管理など、女性特有の対処するべき課題がたくさんあります。

本市においては、地域防災計画の総則「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」の項目に沿って取組を進めていますが、女性や子ども、高齢者などの比較的脆弱な状況にある人々の方がより災害の影響を受けやすい傾向があるにもかかわらず、自治会組織などの避難所の運営における意思決定の場に女性の参加が少なく、その視点が避難所の環境整備に反映されにくい状況です。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの方が理解し、十分な配慮がなされるよう、さまざまな防災の取組について、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのため、防災会議の女性委員の登用推進に加え、日頃の防災活動や研修等に、女性をはじめとする多様な住民が積極的に参加できる仕組みを整えることが必要です。

また、女性消防団員やさまざまな人材の参加を促進することも欠かせません。こうした取組によって、災害時に誰もが安心して避難し、生活できる環境が実現し、地域全体の防災力の向上にもつながります。

施策目標 1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化

防災に関するさまざまな施策において、男女共同参画の視点が十分に確保されるよう、男女共同参画担当課との連携を強化するとともに、防災会議における女性委員の登用を進めます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	地域づくり課との連携を強化し、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進を図ります。	防災・危機管理課
(2) 防災会議における女性委員の登用推進	桐生市防災会議における女性委員の登用を推進します。	防災・危機管理課

施策目標 2) 防災の現場における女性の参画拡大

さまざまな防災の現場における女性の参画拡大を目指し、女性の消防団への加入や女性消防吏員の採用を推進するとともに、各種訓練や研修等への女性の参画を促進します。

施策	内容	担当課
(1) 消防団への女性参画推進と婦人消防隊の充実	女性団員の増加を図り、男女共同参画の視点に立った消防団運営を実施します。また、女性団員及び婦人消防隊の水防訓練等への参加を促し、各員のスキルアップを図ります。	消防総務課
(2) 女性消防吏員の職域拡大及び採用推進	女性消防吏員の職域拡大のための訓練や研修を実施するとともに、女性消防吏員の採用を推進します。	消防総務課
(3) 災害対応研修への女性参画の促進	災害対応研修や訓練への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を支援します。	防災・危機管理課

市民の皆さんの取組

- ◆ 地域防災に関心を持ち、地域で行われる防災訓練や出前講座等の活動に積極的に参加してみましょう

各種団体の皆さんの取組

- ◆ 女性や子ども、避難に支援が必要な人等、さまざまな人に地域の防災活動に参加してもらい、地域防災力を高めましょう

施策の方向 3 生涯にわたる健康づくり支援

【現状と課題】

一人ひとりが年齢を重ねながらも、さまざまな分野で活躍していくためには、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、その性別やライフステージに応じた保健、医療を受けることができ、個人のライフスタイルに合った健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。

特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等、人生を通じて大きく変化するという特性に加え、近年では、就業の増加や初産年齢の上昇、ライフサイクルの変化等によるさまざまな影響が見られます。

また、男性は健康に悪影響を与える生活習慣による生活習慣病のリスクや、根強い固定的な性別役割分担意識による自殺や社会的孤立などの精神的な問題を抱えやすいことが指摘されています。

健康教育や検診、相談体制等の充実や、誰もが身近な場所でスポーツ活動に参加できる環境づくりなど、男女の健康の増進を生涯にわたって長期的、継続的かつ包括的な観点に立って支援していく必要があります。

施策目標 1) さまざまな世代への健康管理支援

市民一人ひとりが主体的に生涯にわたって健康の管理や保持・増進ができるよう、健康講座の開催や、健康相談、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。また、病気の早期発見や重症化を防ぐため、健康診査や各種がん検診等の受診を推進します。

施策	内容	担当課
(1) 健康教育・講座等の充実	生活習慣病の予防や改善に関する健康相談、健康教育、高齢者学級や女性学級等の公民館講座等を実施し、市民の心身における健康管理の支援を行います。	健康地域医療課 生涯学習課
(2) 健康診査や各種がん検診の受診促進	生活習慣病の早期発見や重症化予防のための健康診査、各種がん検診について受診の推進を図ります。	健康地域医療課
(3) 乳幼児や妊産婦等への健康支援の実施	乳幼児や妊産婦等向けの健康診査、訪問指導、予防接種、健康づくりのための教室等について、受診及び活用を促進します。また、不妊・不育治療費の助成を実施します。	子育て相談課
(4) 性に関する適切な教育の実施	児童生徒の発達段階や実態に応じて、性に関する計画的な指導や外部指導者等による講演会、妊娠期等における健康管理についての出前講座などを実施します。	子育て相談課 教育環境課

施策目標 2) スポーツ分野における男女共同参画の推進

生涯にわたり、市民が身近な地域でいつでもスポーツを楽しんだり、健康増進に取り組めるよう、さまざまなスポーツイベントや教室の充実を図ります。また、誰もがスポーツ活動に参画しやすい環境づくりを進めるため、意思決定の場への女性の参画を推進します。

施策	内容	担当課
(1) スポーツイベントや教室等の充実	各団体と協力しながら、多様なスポーツイベントや教室等を開催し、市民のスポーツ活動を支援します。	スポーツ・文化 振興課
(2) 多様な人がスポーツ活動に参画するための環境整備	スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会における女性委員の登用を推進し、男女双方の意見が適正に反映されるよう取り組みます。	スポーツ・文化 振興課

市民の皆さんの取組

- ◆ 自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう
- ◆ 地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう

各種団体の皆さんの取組

- ◆ 多様な意見を大切にし、さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組みましょう

施策の方向 4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

家族形態や雇用・就業構造が変化する中、経済的困窮、就労活動や進学の問題、病気、家庭の問題などにより、生活上の困難を抱える人が増えています。特に女性は、固定的な役割分担の意識や慣行から、女性であるが故に困難が複雑に絡み合い、多様化・複合化して、さまざまな生活の場面でより多くの困難に直面する傾向にあります。

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、この法律に基づき、困難な問題を抱える女性などへの包括的かつ継続的な支援体制の推進や関係機関同士の連携や民間

団体との協働、相談支援員の資質向上など、当事者に寄り添った更なる取組が求められています。

また、高齢者や障がい者、外国人などが、ハンディキャップやコミュニケーションの問題等を理由として、社会からの孤立や、より複合的な困難を抱えることが少なくありません。

男女共同参画社会づくりは、性別に限らず、年齢、家族形態、国籍、性的指向・性自認の違いや障がいの有無等にかかわらず、誰もが活躍できる環境づくりでもあります。

これらのことを踏まえ、男女共同参画の視点から、多様かつ複合的な困難を抱える人々に対して、困難な状況が固定化したり連鎖したりしないような、個々の状況やニーズに応じた包括的できめ細かな支援を行うことで、誰もが安全に安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

施策目標 1) 困難な問題を抱える人への支援

生活困窮者やひとり親家庭等、さまざまな困難を抱える人の不安の解消や自立に向け、相談体制の充実を図るとともに、各自の状況や意向に応じて、各種支援制度の活用を含めた包括的な自立支援を行います。

施策	内容	担当課
(1) 困難な問題を抱える女性などの相談体制の充実と相談窓口の周知の徹底	適切な対応に向けた相談体制の充実を図ります。また、市の窓口のほか、国や県等が設置している相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、関係各課窓口へのチラシの設置等を通して周知の徹底を図ります。	地域づくり課 地域福祉課 医療保険課 子育て支援課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育総務課 学校教育課 教育環境課
(2) 困難な問題を抱える人への支援体制の強化	県や庁内各課、民間団体などと連携し、必要な支援を行えるよう、体制の強化を進めます。	地域づくり課 市民課 地域福祉課 医療保険課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育環境課
(3) 困難な問題を抱える人への包括的な自立支援	複合的な課題を抱える支援対象者のそれぞれの状況や希望に応じ、包括的な支援を行い、その自立を促進します。	地域づくり課 地域福祉課 医療保険課 子育て支援課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育総務課 学校教育課 教育環境課

施策目標 2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備

高齢者が元気に安心して暮らせるよう、各種相談体制やケアマネジメントの充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で必要な介護サービスを継続的・一体的に受けられる環境づくりを進めます。

施策	内容	担当課
(1) 高齢者相談・各種ケアマネジメントの充実	地域包括支援センターにおいて、各種相談や介護予防教室、家族に対する在宅介護指導等、高齢者や家族のニーズに合わせた支援を実施します。	長寿介護課
(2) 安定的な介護サービスの普及促進	介護保険制度の理解と普及促進のための周知を行うとともに、安定的な運営を維持し、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けられることのできる体制を目指します。	長寿介護課

施策目標 3) 障がい者等が安心して暮らすための環境整備

障がいを持つ人たちが、心身ともに健やかに自立した生活を営み、さまざまな活動に参画していけるよう、各種支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 障がい者の相談・意思疎通支援	必要な支援や情報が円滑に得られるよう、専門員による相談支援を行います。また、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者を設置・派遣します。	障がい福祉課
(2) 障がい者への福祉サービスの充実	障がい福祉サービス等の適正な支援を行うとともに、各種装具・用具等の交付や、障がいの軽減や機能回復のための医療支援を行います。	障がい福祉課

施策目標 4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

在住外国人が必要な情報を円滑に入手し、快適かつ安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や相談支援のほか、日本語学習について支援します。

施策	内容	担当課
(1) 在住外国人への情報提供や相談体制の充実	多言語で生活情報等を広く提供するとともに、相談支援を実施します。	地域づくり課
(2) 在住外国人への日本語学習支援	日常会話を中心とした日本語教室の実施や、学校における日本語指導支援等を実施します。	地域づくり課 学校教育課

市民の皆さんの取組

- ◆ 生活における不安や困りごとについて、一人で抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう
- ◆ 地域のボランティア活動や交流会等に積極的に参加し、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組みましょう
- ◆ 外国人住民が地域に溶け込めるよう、日常的なコミュニケーションを心がけましょう

【基本目標Ⅲ】成果目標

	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
1	DVをふるったこと(加害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	17.9%	着実に減少し、 0を目指す	地域づくり課
2	DVを受けたこと(被害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	21.9%	着実に減少し、 10%以下を目指す	地域づくり課
3	DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合 ※5 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	59.2%	30.0% 以下	地域づくり課
4	地域や自主防災組織において実施する、 防災に関する各種研修への女性参加率	0	30.0% 以上	防災・危機 管理課
5	特定健康診査の受診率 ※6	38.6% (令和5年度)	60.0% 以上	健康地域 医療課
6	堀マラソン大会参加者数	5,812人	8,000人 以上	スポーツ・文化 振興課
7	桐生市国際交流協会が実施する外国人 向けの日本語教室参加者数(年間のべ人数)	1,164人/年	1,500人/年 以上	地域づくり課

※5：現状値は令和6年度の市民意識調査で「DVを受けたこと(被害体験)がある」と回答した人(71人)のうち、「誰にも相談しなかった」と回答した人(42人)の割合
目標値は仮に令和12年度の「DVを受けたことがある」人が現状と同様に71人だった場合に「誰にも相談しなかった」人の割合として算出しています。ただし、計画実行にあたっては、「DVを受けたことがある」人を減らすとともに相談につなげ、「誰にも相談しなかった」人を減らすことで目標達成を目指します。

※6：生活習慣病の原因であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査(国保受診者)